

ご利用規約

「志成ボクシングジム」（以下、本ジムといたします）利用に際しまして、皆さまが快適にご利用いただくために、下記の事項を厳守されますようお願い申し上げます。また、本ジムが、常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

第1条

本ジムを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。なお、20歳未満の方は親権者の同意が必要となります。

第2条

本ジムの利用時間は、8：30から22：30までとします。（但し日曜日のみ20：00までとします）尚、プロコースは月曜日から土曜日までの12：00から16：00までとし、当該時間は他会員様は本ジムをご利用いただけません。

第3条

本ジムの休館日は、毎週水曜日、年末年始、特別点検・修繕等の場合の臨時休館、天災地変等、その他本ジムが休館日と定めた日とします。

第4条

本ジムは、現金、貴重品類はお預かりできませんので、皆さまご自身で責任をもって保管ください。万が一、盗難・傷害・その他の事故が発生しても本ジムでは一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

第5条

本ジムでは、下記の事項を禁止いたします。

1	所定の場所以外での飲食、喫煙
2	酒気を帯びてのトレーニング
3	外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方の施設利用
4	飲食物、危険物及びペットのお持ち込み
5	賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他のお客様に迷惑を及ぼす行為
6	無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
7	無許可のアンケート協力等の依頼行為
8	他人を誹謗、中傷すること
9	他人に対する暴力行為や威嚇行為
10	痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
11	施設内に落書きや造作をする行為
12	本ジム利用時に暴力的な言葉や大声を発する行為
13	器具や設備を乱暴に扱う行為
14	立ち入り禁止区域への立ち入り
15	営業妨害とみなされる行為
16	無許可での各種設備設定の変更（空調・照明・音響等を含むがこれらに限らない）
17	本ジムの従業員及び関係者に対する当社等からの退職の勧誘、他社への就職あっせん、引抜きその他これらに類する行為
18	その他、本ジムの施設目的にそぐわない行為

第6条

本ジム内及びその周辺で、本ジムの承認のない物販、商業行為、印刷物、チラシ等の配布行為、特定の宗教・政治的宣伝行為は、固くお断りいたします。

2 近隣の住民の皆様へご迷惑になるような行為は固くお断りいたします。

第7条

従業員へのお心付け等は、固くご辞退申し上げます。

第8条

ロッカールームのご利用の際、下記の事項にご留意ください。

1	ロッカールーム内では、他のお客様のご迷惑にならないようにご利用ください。
2	衣類、履物、バッグ類、運動着等、入館時にご持参のものは、必ず所定のロッカーに納め、他の場所に放置なさらぬようご注意ください。
3	ベンチはお客様全員で共用するものです。他のお客様にご迷惑にならないようにご利用ください。
4	ロッカールームを出られる時は、ロッカー内に忘れ物がないようご注意ください。
5	特に、腕時計、指輪、イヤリング、髪飾り、その他の小物類の忘れ物がないかどうかご確認ください。
6	盗撮等の予防策としてロッカールーム内での携帯電話のご使用はご遠慮いただいております。
7	倉庫の開閉、又は収納品に手をつけたりなさらぬようお願いいたします。
8	ロッカールーム内で不備なものがあった場合は、従業員にお申しつけください。
9	ゴミや小物破棄物は、所定のゴミ箱にお捨てください。
10	ロッカールームの照明・空調等の設備の操作はご遠慮ください。照明・空調について不都合がある場合、従業員にお申しつけください。
11	ロッカーの中に危険物、ペット、生鮮食料品類、騒音や臭いのする物等を収納することは、固くお断りいたします。
12	シャツ、タオル類を汗その他で濡れたまま放置しないようお願いいたします。
13	化粧台は、お客様全員で共用するものです。清潔にご利用ください。
14	化粧台のドライヤー、ティッシュ類は清潔にご使用ください。ご使用済の備品類は、放置しないようお願いいたします。
15	ご気分が悪くなった場合、ただちに従業員にご連絡ください。
16	使用済みのレンタルタオルは所定の使用済みタオル置き場へ置いてください。レンタルトレーニング着、レンタルトレーニングシューズ等は、お帰りの際に受付にお渡しください。

会員規約

第1条（名称と所在地）

本施設は、「志成ボクシングジム」（以下、本ジム）と称します。

第2条（運営主体）

本ジムは、志成ボクシングジムが運営を行うとともに、トラロックエンターテインメント株式会社（東京都渋谷区神宮前3丁目15番11号；以下、当社）が管理運営代行業者となりサポートをしております。

第3条（目的）

本ジムは、プロボクサーの育成、一般会員の基礎体力・人間力の向上、健康維持、増進に努めることを目的とします。

第4条（会員資格等）

会員は、本ジムの目的に賛同し、本規約を承諾する方及び団体とし、会員の本ジムの利用は医師から運動を禁じられていない方とします(但し、ジムが特別に認めた場合はこの限りではありません)。なお、次の各号に該当する方については入会ができません。

- ① 暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある方。
- ② 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全に脅かす方、またはそのような団体と密接な関係にある方。
- ③ 社会通念上、前二号に該当すると思われる行動、言動、外見・身なりをされている方。
- ④ 20歳未満の方は、親権者の同意が必要となります。

第5条（会員の種類）

本ジムの会員の種類は、プロコース、一般会員、土日会員、法人会員の4種類とします。

各会員の利用可能時間は以下の通りです。（所属プロ試合前に変更される場合があります）

プロコース・・・月曜日から土曜日の12：00から16：00まで

一般会員・・・ジム営業中のプロコース活動時間以外の全日

土日会員・・・プロコース活動時間を除く土日のジム営業時間以外の全日（祝日は含まない）

法人会員・・・一般会員と同様

2 必要に応じて会員の種類を新規に設定し、又は廃止することがあります。かかる場合、当社は事前に本ジムホームページ、書面、または施設内の掲示等にて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

第6条（入会手続き）

本ジム入会の際は、所定の入会申込用紙等に必要事項を明記の上、会費支払方法を添えて手続きをしていただきます。

第7条（諸手続き）

会員は、会員種類の変更・プライベートロッカー等契約期間終了の際は、所定の方法で手続きを完了しなければなりません。また、会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合（住所変更等）も、速やかに変更手続きを完了しなければなりません。この場合、変更届出の効力は当社の変更事務処理終了により、生じるものとします。

第8条（入会登録手数料・会費・レンタル料金等）

入会登録手数料・会費・レンタル料金等は、本ジムが定める所定の方法で納めていただきます。

2 会費の引き落としに際して、口座の不備、残高不足により引き落としが出来なかった場合、お支払い完了まで本ジムの利用はできません。

3 会員は、施設利用の有無にかかわらず、退会するまでは指定の会費を支払わなくてはなりません。

4 一度納められた入会登録手数料・会費・レンタル料金等は、原則返金いたしません。

第9条（会員証）

本ジムの会員の証として、個人会員に対してデジタル会員証を発行します。

2 本ジムを利用する際は、必ず事前予約を行い、来館時にデジタル会員証を提示していただきます。

3 会員証は、本人のみ有効であり、会員は第三者に譲渡・貸与その他の担保権設定をすることは出来ません。

4 デジタル会員証は株式会社APPYに帰属し、使用に関しては「Eparkスクール」の会員規約などに準拠します。

第10条（パーソナルトレーニング）

パーソナル・トレーニングは事前予約の上、都度支払制度になっております。

2 お買い求めいただいたパーソナル・トレーニング受講権利は他人に譲渡、転売することはできません。

3 一度取められた受講料金は、利用の有無にかかわらず、原則返金いたしません。

第11条（退会手続）

会員は、本ジムを退会する際は、所定の退会届を本ジムが定めた締切日までに提出しなければなりません。退会は月単位とし、申出月の翌月末に退会となります。日割りでの返金などはできません。

第12条（ビジター）

本ジムは、会員がお連れになった会員以外のお客様（以下ビジターという）に施設をご利用いただくことができます。この場合、ビジターは、別途定める施設利用料金をお支払い頂き、ご利用に関しては会員の資格に準じます。（但し、混雑時は会員を優先させていただきます）ビジターについても会員規約は適用されます。

2 ビジターでの施設利用料は、原則前払いとし、当日に限り有効となります。

第13条（会員資格の喪失）

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員は当然に会員資格を喪失します。この場合デジタル会員証は無効とし、直ちに失効となります。

① 会費を2ヶ月以上未納の方（会費を2ヶ月滞納した場合は、退会扱いとさせていただきます。但し、滞納分については未払い料金と判断し、ご請求させていただきます）。

② 本ジムが定める会費を、本ジム指定の方法および期限までに支払わなかったとき。

③ 本ジムの名誉を傷つけ、秩序を乱した方。

④ 入会に際して虚偽の申告をした方。

⑤ 死亡したとき（法人会員の場合、解散または破産の申立てを行ったとき）。

⑥ その他本ジムの目的にふさわしくない行為をされた方。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当し、本ジムからの要請を受け入れない場合、当該会員は会員資格を喪失します。

この場合の会員証の取り扱いには前項に準じます。

- ① 第4条第1項各号のいずれかに該当する方。
- ② 会員規約・利用規約、その他本ジムの諸規則に違反を行っている方。

第14条（損害賠償）

本ジムは、本ジムの施設利用に際して、会員または第三者に生じた人的、物的事故について本ジムは一切の責を負いません。会員がお連れになったビジターについても同様とします。

2 会員が本ジムの施設利用に際して本ジム又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は速やかにその賠償の責に応じるものとします。なお、会員と共にお越しいただいたビジターについては、その会員が該当ビジターと連帯して損害賠償の責に応じるものとします。

3 当ジムは東日本プロボクシング協会に加盟するプロボクシングジムとなります。所属トレーナーがリング内トレーニングとしてスパーリングやマスボクシングを行う場合、会員に向けて攻撃行為を行う可能性があります。本行為中に事故または損害を与えた原因が明らかに、トレーナーの過失または器具類の不都合による場合でも本ジムは一切の責を負いません。リング内トレーニングをご希望される際はご自身においてご注意をお願い致します。

4 本ジム内において事故やケガ等が発生した場合、応急手当などを行う可能性があります但し医療行為ではありません。応急手当の不幸際などによる損害賠償などの責を負いません。

第15条（盗難）

会員が本ジムの利用に際して生じた盗難については、本ジムは一切損害賠償の責を負いません。

第16条（紛失・忘れ物）

会員が本ジムの利用に際して生じた紛失については、本ジムは一切損害賠償の責を負いません。

2 忘れ物については、一定期間（発見日より2週間）保管した後、処分させていただきます。

第17条（禁止事項）

本ジムでは、下記の各号の行為を禁止いたします。

- ① 所定の場所以外での飲食、喫煙
- ② 酒気を帯びてのトレーニング
- ③ 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方の施設利用
- ④ 飲食物、危険物及びペットのお持ち込み
- ⑤ 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他のお客様に迷惑を及ぼす行為
- ⑥ 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
- ⑦ 無許可のアンケート協力等の依頼行為
- ⑧ 他人を誹謗、中傷すること
- ⑨ 他人に対する暴力行為や威嚇行為
- ⑩ 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
- ⑪ 施設内に落書きや造作をする行為
- ⑫ 本ジム利用時に、暴力的な言葉や大声を発する行為
- ⑬ 器具を床に落とすなど、故意に音を立てるまたは振動を与える行為
- ⑭ 立ち入り禁止区域への立ち入り
- ⑮ 営業妨害とみなされる行為
- ⑯ 無許可での各種設備設定の変更（空調・照明・音響等を含むがこれらに限らない）
- ⑰ 本ジムの従業員及び関係者に対する当社等からの退職の勧誘、他社への就職あっせん、引抜きその他これらに類する行為
- ⑱ その他、本ジムの施設目的にそぐわない行為

第18条（休館日）

本ジムの休館日は、毎週水曜日、年末年始、その他施設の法定点検・修繕等止むを得ない場合または本ジムが休館日と定めた日とします。

第19条（施設・設備・サービスの廃止と利用制限）

天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、本ジムは、施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、又はその利用を制限することができます。

2 施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、本ジムは、施設・設備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。その告知は、本ジムホームページ、書

面、または各施設内の掲示等により行います。

3 各施設は、前二項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休館することがあります。この告知は原則として本ジムホームページ、書面、または施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。

4 前各項の場合、会員は、本ジムに対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

第20条（入会登録手数料・会費・レンタル料金等の変更）

本ジムは、本規約に基づいて会員が納入すべき入会登録手数料・会費・レンタル料金等を諸般の事情により変更することができます。この場合、本ジムは、原則として1ヶ月以上前までにその内容を本ジムホームページ、書面、SNSまたは施設内の掲示等にて通知するものとします。

第21条（利用規約）

本ジムの利用規約は、変更される場合があります。変更される場合当ジムホームページ、SNSまたは施設内の掲示板等にて通知するものとします。

2 会員は、利用規約を遵守する義務を負います。

第22条（合意管轄）

本規約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（規約の発行）

本規約は令和3年7月15日から発効します。

2 本規約は、随時必要に応じて改訂されることがあります。この場合、原則として本ジムホームページ、書面、または施設内の掲示等により通知します。改訂した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守されるものいたします。

令和3年7月15日
志成ボクシングジム